様式第七の四の表2右欄は第二種特例経営承継受贈者が一人の場合に記入の欄中「(i)−(j)　株（円）」を「(f)−(g)　株（円）」と、「(h)　株（円）」を「(e)　株（円）」と、「(i)=(h)×２／３　株（円）」を「(f)=(e)×２／３　株（円）」と、「(j)　株（円）」を「(g)　株（円）」に改め、同表第二種特例経営承継受贈者の欄中「贈与の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第７号又は第９号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「贈与の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第７号又は第９号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第８号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改める。

様式第七の五及び様式第七の六中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第八の表１第１種経営承継相続人の欄中「相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第12号又は第14号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改め、表４を表２とし、備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

様式第八の二の表２第二種経営承継相続人の欄中「相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第12号又は第14号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改め、備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

様式第八の三の表２第一種特例経営承継相続人の欄中「相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第７号又は第９号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第７号又は第９号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第８号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改め、備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

様式第八の四の表２第二種特例経営承継相続人の欄中「相続開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第７号又は第９号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第８号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改め、備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第八の五及び様式第八の六中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第十一中備考③を備考②とし、備考④から備考⑧までを１ずつ繰り上げる。

様式第十二中備考③を備考②とし、備考④から備考⑦までを１ずつ繰り上げる。

様式第十二の二中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第十三、様式第十四及び様式第十五中備考③を備考②とし、備考④から備考⑦までを１ずつ繰り上げる。

様式第十七中備考③を備考②とし、備考④から備考⑥までを１ずつ繰り上げる。

様式第十七の二及び様式第十七の三中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第二十から様式第二十の六まで中備考③を備考②とする。

様式第二十の十中備考③を備考②とし、備考④から備考⑥までを１ずつ繰り上げる。

様式第二十一中備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

様式第二十一の二中備考③を備考②とする。

様式第二十一の三及び様式第二十七中備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

附　則

１　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

２　第六条第一項の改正規定（同項第七号ト(3)、同項第九号ト(2)、同項第十一号ト(2)及び同項第十三号ト(2)中「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日以降に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合は、なお従前の例による。

○国土交通省令第四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八に基づき、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防汚方法） **第六十五条**　防汚方法は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用したものであつてはならない。 ２　（略）	（防汚方法） **第六十五条**　防汚方法は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物を使用したものであつてはならない。 ２　（略）